社会保険等の加入義務について

4 □ 3 ¥ 76
・・・加人義務

所属する事業所				Etan	
事業所の 形態	常用労働者 の数	就労形態	雇用保険	医療保険 (いずれか加入)	年金保険
法人	1人~	常用 労働者	雇用保険※2	協会けんぽ健康保険組合適用除外承認を受けた国民健康保 険組合(建設国保等)※1	厚生年金
		役員等	_	協会けんぽ健康保険組合適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※1	厚生年金
個人事業主	5人~	常用	雇用保険※2	協会けんぽ健康保険組合適用除外承認を受けた国民健康保 険組合(建設国保等)※1	厚生年金
	1人~4人	常用 労働者	雇用保険※2	•国民健康保険 •国民健康保険組合(建設国保等)	国民年金
		事業主、 一人親方	-	•国民健康保険 •国民健康保険組合(建設国保等)	国民年金

- ※1 年金事務所において健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険組合に加入する。 ※2 週所定労働時間が20時間以上等の要件に該当する場合は常用であるか否かを問わない。

:事業主に従業員を加入させる義務があるもの	:個人の責任において加入するもの
-----------------------	------------------